

■ 別紙 実務経験の対象となる施設・事業・職種について

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発0703第1号）」厚生労働省社会・援護局長通知（以下、通知）により定められています。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

※実務経験（見込）申告書、実務経験（見込）証明書へは、以下表中の名称を記入してください。

表中の名称以外のもの、又は名称を省略したものは認められませんので、ご注意ください。

1 児童分野

児童福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
児童相談所	児童福祉司	1001
	児童心理司	1002
	受付相談員	1003
	相談員	1004
	電話相談員	1005
	児童指導員	1006
	保育士	1007
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1008
	少年指導員（少年を指導する職員）	1009
	個別対応職員	1010
	自立支援担当職員	1011
	保育士	1012
児童養護施設	児童指導員	1013
	保育士	1014
	個別対応職員	1015
	家庭支援専門相談員	1016
	職業指導員	1017
	里親支援専門相談員	1018
	自立支援担当職員	1019
障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（注意2）	1020
	★保育士（注意3）	1021
	児童発達支援管理責任者	1022
	心理担当職員	1023
知的障害児施設 ・ 知的障害児施設 ・ 自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（注意2）	1024
	★保育士（注意3）	1025
知的障害児通園施設	★児童指導員（注意2）	1026
	★保育士（注意3）	1027

盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設		★児童指導員（注意2）	1028
		★保育士（注意3）	1029
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設		★児童指導員（注意2）	1030
		★保育士（注意3）	1031
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）		児童指導員	1032
		保育士	1033
		個別対応職員	1034
		家庭支援専門相談員	1035
		自立支援担当職員	1036
重症心身障害児施設		★児童指導員（注意2）	1037
		★保育士（注意3）	1038
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1039
児童自立支援施設		児童自立支援専門員	1040
		児童生活支援員	1041
		個別対応職員	1042
		家庭支援専門相談員	1043
		職業指導員	1044
		自立支援担当職員	1045
児童家庭支援センター		相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）	1046
里親支援センター		里親制度等普及促進担当者	1047
		里親等支援員	1048
		里親研修等担当者	1049
		家庭支援専門相談員	1050
		自立支援担当職員	1051
		養親等相談支援員	1052
		市町村連携支援員	1053
		レスパイト・ケア担当職員	1054
障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員（注意1）	1055
		★児童指導員（注意2）	1056
		★保育士（注意3）	1057
		児童発達支援管理責任者	1058
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1059
		★障害福祉サービス経験者（注意4）	1060
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員（注意1）	1061
		★児童指導員（注意2）	1062
		★保育士（注意3）	1063
		児童発達支援管理責任者	1064
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1065
		★障害福祉サービス経験者（注意4）	1066
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（注意1）	1067
		児童発達支援管理責任者	1068
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（注意1）	1069
		児童発達支援管理責任者	1070
障害児相談支援事業		相談支援専門員	1071
		相談支援員	1072

乳児院	児童指導員	1073
	保育士	1074
	個別対応職員	1075
	家庭支援専門相談員	1076
	里親支援専門相談員	1077
医療型児童発達支援を行なう施設	児童指導員（注意2）	1078
	保育士（注意3）	1079
	児童発達支援管理責任者	1080
	機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1081
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	★児童指導員（注意2）	1082
	★保育士（注意3）	1083
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	1084
	個別対応職員	1085
	自立支援担当職員	1086
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	1087
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	1088
養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	1089
児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行なっている者	1090
親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	1091
社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	1092
	生活相談支援員	1093
	就労相談支援員	1094
妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	1095
	母子支援員	1096
子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員	1097
児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	1098
こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	1099
	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	1100
	統括支援員	1101
妊産婦等包括相談支援事業を行なう事業所	相談支援業務を行なっている職員	1102
地域子育て相談機関	相談支援業務を行なっている職員	1103

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者	1201
	相談員	1202

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	1301
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行なう職員（相談員）	1302
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	1303
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	1304

子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	1305
重症心身障害児（者）通園事業を行なう施設	★児童指導員（注意2）	1306
	★保育士（注意3）	1307
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	1308
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	1309
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター	1310

（注意1）「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2 高齢者分野

介護保険法

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	2001
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2002
	介護老人保健施設	支援相談員	2003
		相談指導員	2004
		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2005
	介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2006
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2007
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行なう職員（注意5）（保健師、主任介護支援専門員等）	2008
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む		生活相談員	2009
		計画作成担当者	2010

指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む	生活相談員	2011
指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	生活相談員	2012
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2013
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2014
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	2015
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	2016
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2017
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2018
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2019
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	2020
	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2021
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2022
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	2023
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	2024

（注意5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（注意6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

老人福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
養護老人ホーム	生活相談員	2101
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	2102

軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム（A型、B型） ・ケアハウス を含む	生活相談員	2103
	主任生活相談員	2104
老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行なう職員	2105
老人短期入所施設	生活相談員	2106
老人デイサービスセンター	生活相談員	2107
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行なっている職員	2108
有料老人ホーム	生活相談員	2109

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	2201
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員	2202
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	2203
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	2204

3 障害者分野

身体障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	3001
	心理判定員	3002
	職能判定員	3003
	ケース・ワーカー	3004
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	3005
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	3006

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	3101
	精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	3102
	精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	3103
	心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	3104

知的障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	3201
	心理判定員	3202
	職能判定員	3203
	ケース・ワーカー	3204

障害者総合支援法

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
障害者支援施設		★生活支援員（注意7）	3301
		就労支援員	3302
		サービス管理責任者	3303
地域活動支援センター		★指導員（注意7）	3304
福祉ホーム		管理人	3305
基幹相談支援センター		相談援助業務を行なっている職員	3306
身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員（注意7）	3307
	身体障害者療護施設	★生活支援員（注意7）	3308
	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（注意7）	3309
	身体障害者福祉工場	★指導員（注意7）	3310
精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	3311
		精神障害者社会復帰指導員	3312
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	3313
		精神障害者社会復帰指導員	3314
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	3315
		精神障害者社会復帰指導員	3316
	精神障害者福祉ホーム	管理人	3317
知的障害者 援護施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	★生活支援員（注意7）	3318
	知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（注意7）	3319
	知的障害者通勤寮	★生活支援員（注意7）	3320
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	★生活支援員（注意7）	3321
		サービス管理責任者	3322
	自立訓練を行なう施設（機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（注意7）	3323
		サービス管理責任者	3324
	就労移行支援を行なう施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（注意7）	3325
		就労支援員	3326
		サービス管理責任者	3327
		職業指導員（相談援助を行なう場合に限る）	3328

障害福祉サービス事業	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	★生活支援員（注意7）	3329
		サービス管理責任者	3330
		職業指導員（相談援助を行なう場合に限る）	3331
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	3332
		サービス管理責任者	3333
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	3334
		サービス管理責任者	3335
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	3336
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	3337
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	3338
地域生活支援事業	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	3339
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	3340
	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3341
一般相談支援事業所	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3342
	障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	3343
特定相談支援事業所		相談支援専門員	3344
相談支援事業を行なう施設		相談支援専門員	3345
		相談支援員	3346
		相談支援専門員	3347

のぞみの園法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	3401
	相談援助業務を行なっているケースワーカー	3402

発達障害者支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	3501
	就労支援を担当する職員	3502

（注意7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	3601

地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	3602
	職場適応援助者	3603
障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	3604
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	3605
	就業支援担当者	3606
	主任職場定着支援担当者	3607
	生活支援担当職員	3608

職業安定法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	3701
	障害学生等雇用サポーター	3702

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	3801
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	3802
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	3803
	地域移行推進員	3804
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	3805
	地域移行推進員	3806
精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	3807
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	3808
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	3809
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	3810

4 その他の分野

地域保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
保健所	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	4001
	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	4002
	精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	4003
	心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）	4004

医療法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	4101
	退院後生活環境相談員	4102

生活保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
救護施設	生活指導員	4201
更生施設	生活指導員	4202
授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	4203
宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	4204
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	4205
子どもの進路選択支援事業を行なっている事業所	支援員	4206
被保護者就労準備支援事業を行なっている事業所	被保護者就労準備支援担当者	4207
被保護者家計改善支援事業を行なっている事業所	家計改善支援員	4208
被保護者地域居住支援事業を行なっている事業所	居住支援員	4209
日常生活支援住居施設	生活支援員	4210
	生活支援提供責任者	4211

生活困窮者自立支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員	4301
	相談支援員	4302
	就労支援員	4303
	就労支援準備担当者	4304
	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	4305
	住まい相談支援員	4306
	子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行なっている職員	4307

社会福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）	4401
	身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	4402
	知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	4403
	老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）	4404
	現業員・ケースワーカー	4405
	家庭児童福祉主事	4406
	家庭相談員	4407
	面接相談員	4408
	女性相談支援員	4409

福祉事務所	母子・父子自立支援員、母子相談員	4410
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	4411
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	4412
	生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	4413
	生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	4414
	生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	4415
	生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	4416
隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	4417
都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）	4418
	相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	4419
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）	4420
	福祉活動専門員	4421
	相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	4422

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
女性相談支援センター	相談支援員	4501
	心理支援員	4502
	女性相談支援員	4503
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	4504

母子保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	4601
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	4602

配偶者暴力防止法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	4701

母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員	4801

刑事収容施設法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
刑事施設	刑務官	4901
	法務教官	4902
	法務技官（心理）	4903
	福祉専門官	4904

少年院法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
少年院	法務教官	5001
	法務技官（心理）	5002
	福祉専門官	5003

少年鑑別所法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
少年鑑別所	法務教官	5101
	法務技官（心理）	5102

更生保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
地方更生保護委員会	保護観察官	5201
	社会復帰調整官	5202
保護観察所	保護観察官	5203
	社会復帰調整官	5204

更生保護事業法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
更生保護施設	補導主任	5301
	補導員	5302
	福祉職員	5303
	薬物専門職員	5304

裁判所法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5401

労働者災害補償保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	5501

難病の患者に対する医療等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
難病相談支援センター	難病相談支援員	5601

成年後見制度の利用の促進に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	5701

その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
就業支援事業を行なっている施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	相談援助業務を行なっている相談員	5801
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5802
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5803
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	5804
就労支援事業を行なっている事業所(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	5805
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	5806
	その他相談援助業務を行なっている職員	5807
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	5808
ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	5809
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	5810
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	5811
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	5812
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	5813
	相談支援員	5814
	就労支援員	5815
	家計相談支援員	5816
地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	5817
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	5818
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	5819
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	5820
官民協同等女性支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員	5821
若年被害女性等支援事業を行なう事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員	5822
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行なっている相談員 (注意)※個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。本課程まで早目にお問い合わせください。なお、個別認定には厚生労働省の審査を要するため、認定結果の通知まで数ヶ月を要する場合があります。また、申請いただいても認定されないこともございますので、予めご了承ください。	5823

5 現在廃止事業の分野

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	6001
	生活指導員	6002
身体障害者福祉ホーム	管理人	6003

精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	6004
	精神障害者社会復帰指導員	6005
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	6006
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6007
知的障害者デイサービスセンター	指導員	6008
	生活指導員	6009
	相談援助業務を行なっている職員	6010
知的障害者福祉ホーム	管理人	6011
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	6012
障害者デイサービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	6013
経過のデイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	6014
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	6015
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	6016
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	6017
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	6018

ヴィエトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員	6019
子ども家庭相談事業 ・ 児童センター ・ 市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	6020
乳幼児健全育成相談事業 ・ 保育所 ・ 乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	6021
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	6022
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	6023
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	6024